

福津市内小中学校 I C T 支援業務（令和 8 年度～ 10 年度）について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和 7 年 1 月 26 日

福津市長 福井 崇郎

1 契約担当部局

〒 811-3293 福津市中央 1 丁目 1 番 1 号

福津市教育部学校教育課みらい教育係

電話 0940-62-5090

FAX 0940-43-9004

e-mail gakko@city.fukutsu.lg.jp

2 業務の概要

(1) 業務名 福津市内小中学校 I C T 支援業務（令和 8 年度～ 10 年度）

(2) 業務内容 「福津市内小中学校 I C T 支援業務（令和 8 年度～ 10 年度）仕様書」に記載のとおり

(3) 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 11 年 3 月 31 日まで

3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 （昭和 22 年政令第 16 号）の規定に該当しない者であること。

(2) 福津市から福津市指名停止措置要綱（平成 17 年 1 月 24 日告示第 6 号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。ただし、福津市一般（氏名）競争入札参加資格審査登録名簿に登載されていない場合は、福岡県内の公共機関から指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(5) 福津市の入札参加資格を有している者であること。又は、次に掲げる書類を提出できること。

① 登記事項証明書（現在又は履歴事項全部証明書）※発行後、3箇月以内のものに限る。

② 財務諸表（決算報告書）※直近1事業年度分

③ 税の滞納がない証明書 ※発行後、3か月以内のものに限る。

・国税・・・滞納税額のない証明書

・都道府県税・・・納税証明書の備考欄に「都道府県税に滞納のない旨」の表示があるもの。

※支店等に委任する場合は、支店等所在の市町村発行の支店分の証明

・市町村税・・・納税証明書の備考欄に「市町村税に滞納のない旨」の行事があるもの

※当該市町村が「滞納のない証明書」を発行していない場合に限り、納税証明書【直近3

箇年度分】でも可とする。また、支店等に委任する場合は、支店等所在の市町村発行の支
店分の証明

4 実施要領等の交付期間及び方法

福津市内小中学校 I C T 支援業務（令和8年度～10年度）に係る公募型プロポーザル実施要領及
び様式等（以下「実施要領等」という。）の交付は、次のとおりとする。

(1) 交付期間

公募の日 から 令和8年1月5日（月曜日）まで

(2) 交付方法

1の場所で交付するほか、福津市ホームページからのダウンロードにより交付する。

ホームページ URL <https://www.city.fukutsu.lg.jp/>

5 参加手続等

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限 令和7年12月15日（月）午後5時

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送による。（電子メールやファクスでの提出は受け付けない。）

※郵送の場合は、提出期限までの必着とし、書留郵便に限る。

(2) 参加資格の確認等

3に定める参加資格要件の確認を行い、確認結果を通知する。併せて参加資格要件を有する者
に、企画提案書の提出を要請する。

(3) 企画提案書の提出

(2)で企画提案書の提出を依頼された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

ア 提出期限 令和8年1月5日（月）午後5時

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送による。

※郵送の場合は、提出期限までの必着とし、書留郵便に限る。

6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

7 受注候補者の特定

福津市内小中学校ＩＣＴ支援業務（令和8年度～10年度）プロポーザル審査会設置要綱に基づき設置する審査会において、実施要領等で定めた評価基準及び審査方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の受注候補者として特定する。

8 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

7において特定された者と協議を行い、内容について合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 契約保証金

要する。ただし、福津市財務規則第139条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否 要する。

(4) 支払条件 毎月後払いとする。

9 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出期限後における書類の差し替え及び再提出は認めない。

(3) 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された書類は返還しない。

(5) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

(6) プレゼンテーション及びヒアリングにて口頭で提案したことについては、契約内容に含むものとする。

(7) 受注候補者に特定された者であっても、契約締結までの間に、第4参加資格要件に掲げる要件を満たさなくなった場合は、当該候補者とは契約を締結しない。

- (8) 企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングにおいて、著しく実現性から乖離した提案を行っていたことが明らかになった場合は、契約を解除することができる。
- (9) 受注委託候補者と業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合又は交渉が整わない場合には、プロポーザルにて次順位以下となった事業者のうち、順位が上位であった者から当該委託業務について交渉を行う。
- (10) 市は、契約日の翌日から1年間、本プロポーザルに関する結果公表を行う。